

省エネ家電購入緊急支援補助事業

省エネ家電製品への買換えによる普及促進を図ることにより、家庭におけるエネルギー費用や温室効果ガスを削減するため、省エネ家電製品の購入費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▶補助対象者

次の項目をすべて満たす方

- ・補助対象家電（新品）を買換えた世帯に属する方
- ・申請日において町内に住所を有している方
- ・上三川町暴力団排除条例第2条第4号、第5号に規定する暴力団員、暴力団員等または、上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定する密接関係者に該当しない方
- ・同一世帯に町税等を滞納している方がいない方
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない世帯に属する方



▶補助対象家電・補助金額

7月24日以降に販売店から、買換えにより購入した新品のエアコン・電気冷蔵庫を補助対象家電とし、どちらも統一省エネラベル星2つ以上かつ省エネルギー達成率が100パーセント以上であること、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているものを条件とします。

補助対象家電の本体購入価格(機器の設置に要する費用、リサイクル処理に係る費用、クーポン券等で割引された額、消費税及び地方消費税を除く。)の合計金額が10万円以上である場合のみ、予算の範囲内において、一世帯につき、1回限り2万円を補助申請するものとします。

▶申込方法

上三川町省エネ家電購入緊急支援補助金交付申請書兼実績報告書に、次に掲げる書類を添えて地域生活課環境係へ提出してください。

- (1) 補助対象家電を購入した際の領収書の写し及び対象家電の価格が分かる内訳書の写し
- (2) 補助対象家電の統一省エネラベルが確認できるカタログなどの写し
- (3) メーカーが発行した補助対象家電の保証書の写し
- (4) 購入後の補助対象家電の設置状況が分かる写真
- (5) 申請者の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳の写し

▶申込期間

7月24日(月)から9月29日(金)まで

受付期間内の設置・申請が必要ですので、購入前に設置予定日をご確認ください。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先=地域生活課 環境係 ☎66-9131

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、1世帯あたり現金3万円を給付します。

▶給付対象世帯＝

令和5年6月1日時点において本町に住所があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※令和5年6月2日以降に転入された方は、以前にお住まいの市区町村へお問い合わせください。

▶給付額＝1世帯あたり3万円

▶手続方法＝

支給対象となる世帯には、令和5年7月中旬～下旬に町から確認書類を送付します。

書類の記載内容を確認し、必要事項を記入の上、ご返送ください。

▶その他＝

①給付金の支給は令和5年8月から順次行います。

②窓口の混雑が予想されますので、郵送でのご返送にご協力をお願いします。

③詳細については、町ホームページをご覧ください。

－給付金詐欺にご注意ください－

手続きに関して、行政・公的機関、金融機関の職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメールなどで暗証番号を聞き出したりすることはありません。

▶問い合わせ先＝健康福祉課 福祉人権係 ☎56 9 1 2 8

新たに委嘱された民生委員・児童委員を紹介します

6月1日に民生委員・児童委員2名が厚生労働大臣から委嘱されました。

困ったことがあるときには、地区担当の委員にお気軽にご相談ください。



氏名：森 多美
電話番号：070(4232)1653
担当地区：上蒲生北部、十三塚



氏名：片柳 智成
電話番号：090(7197)7460
担当地区：日産第3アパート

▶問い合わせ先＝健康福祉課 福祉人権係 ☎56 9 1 2 8